

(6) 新総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) の実施について



平成27年10月
健康福祉局地域包括ケア推進室

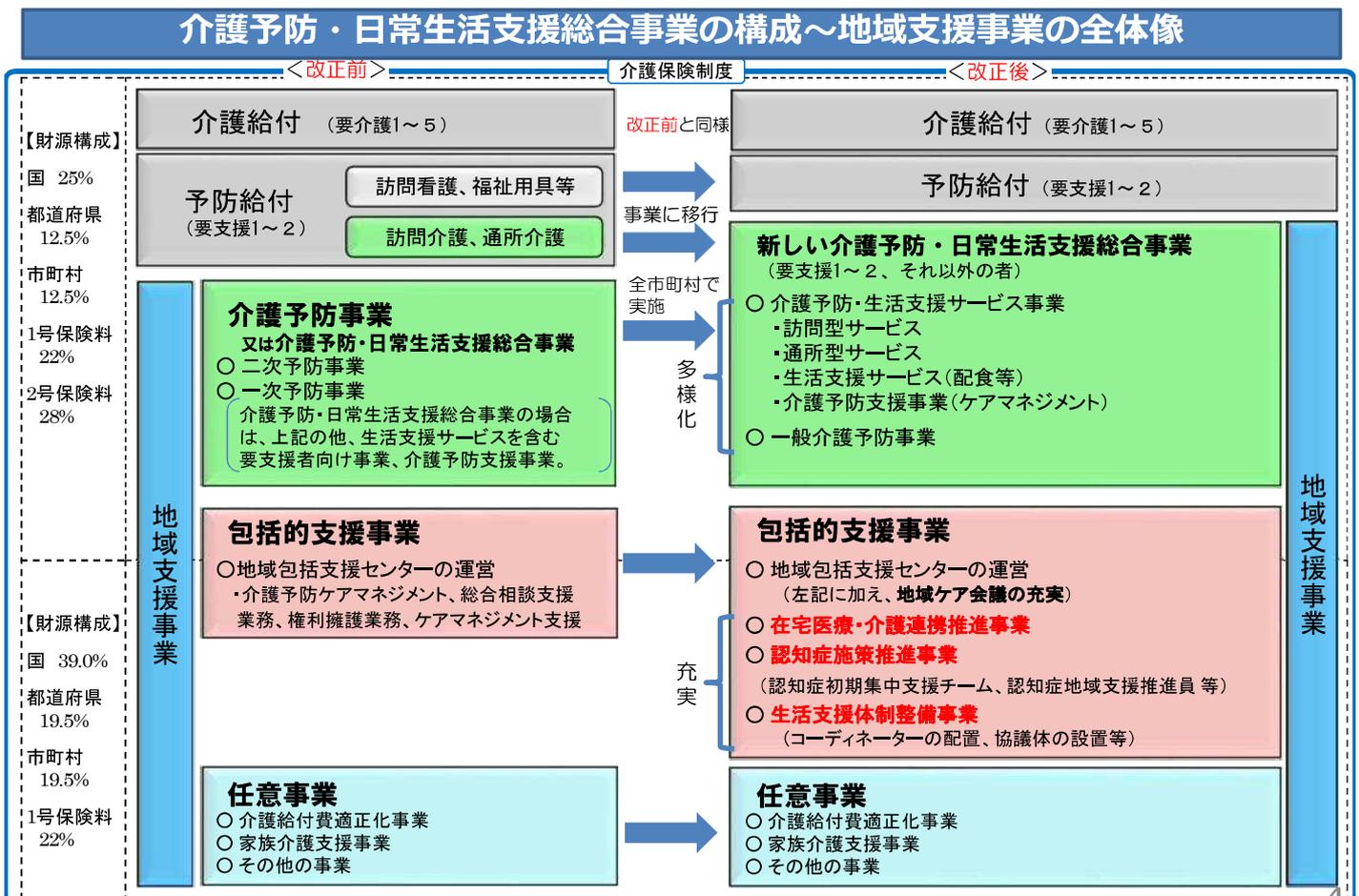
1

◆目次

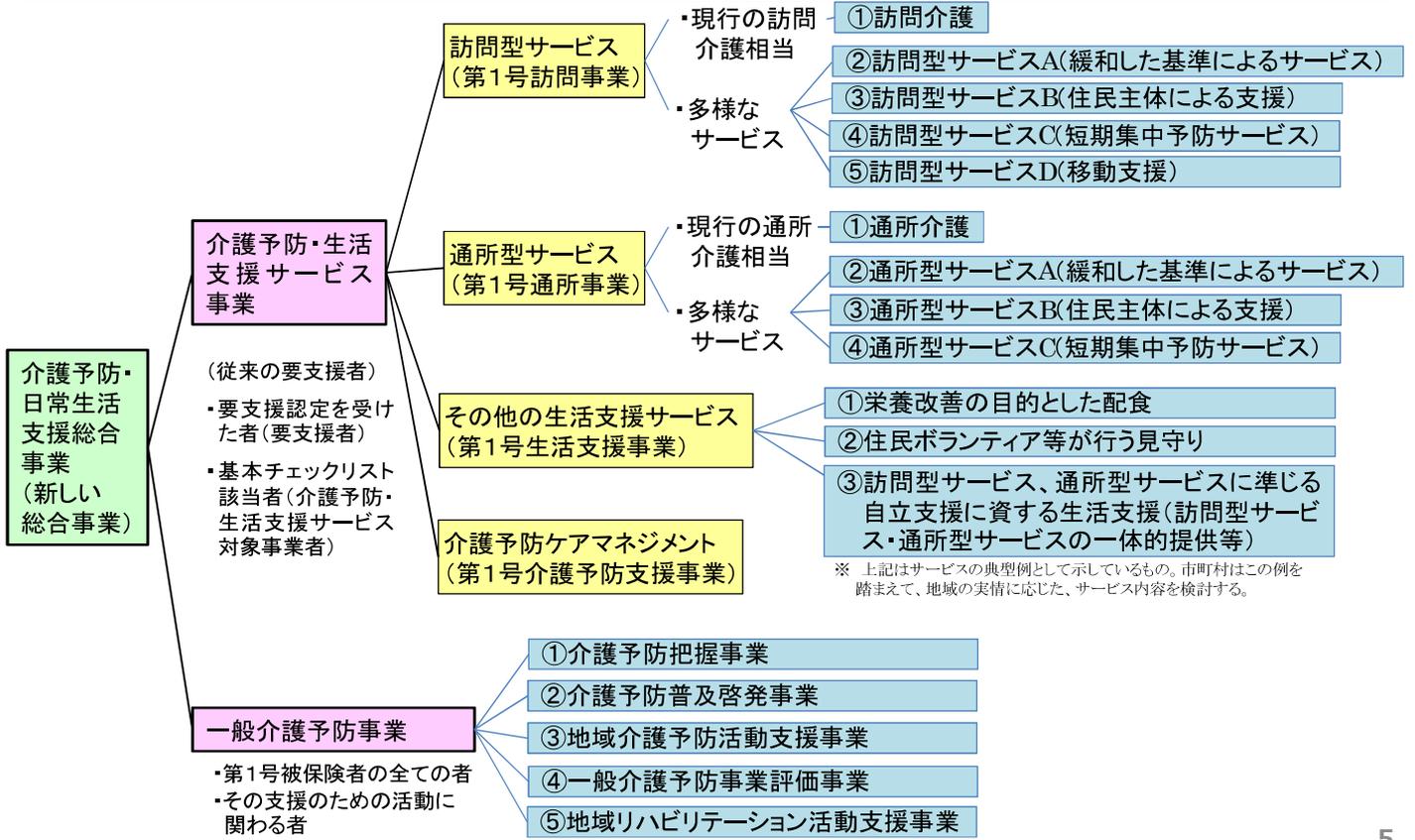
	スライドNo.
① 新しい総合事業概要	3～8
② 川崎市の状況・川崎市の総合事業の考え方	9～24
③ 訪問型サービス類型案	25～31
④ 通所型サービス類型案	32～38
⑤ ケアマネジメントについて	39～44
⑥ その他お伝えしたいこと	45～51

2

① 新しい総合事業 概要



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

5

総合事業の概要(1)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、総合事業にすべて移行
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護



新しい総合事業によるサービス(介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
 ※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

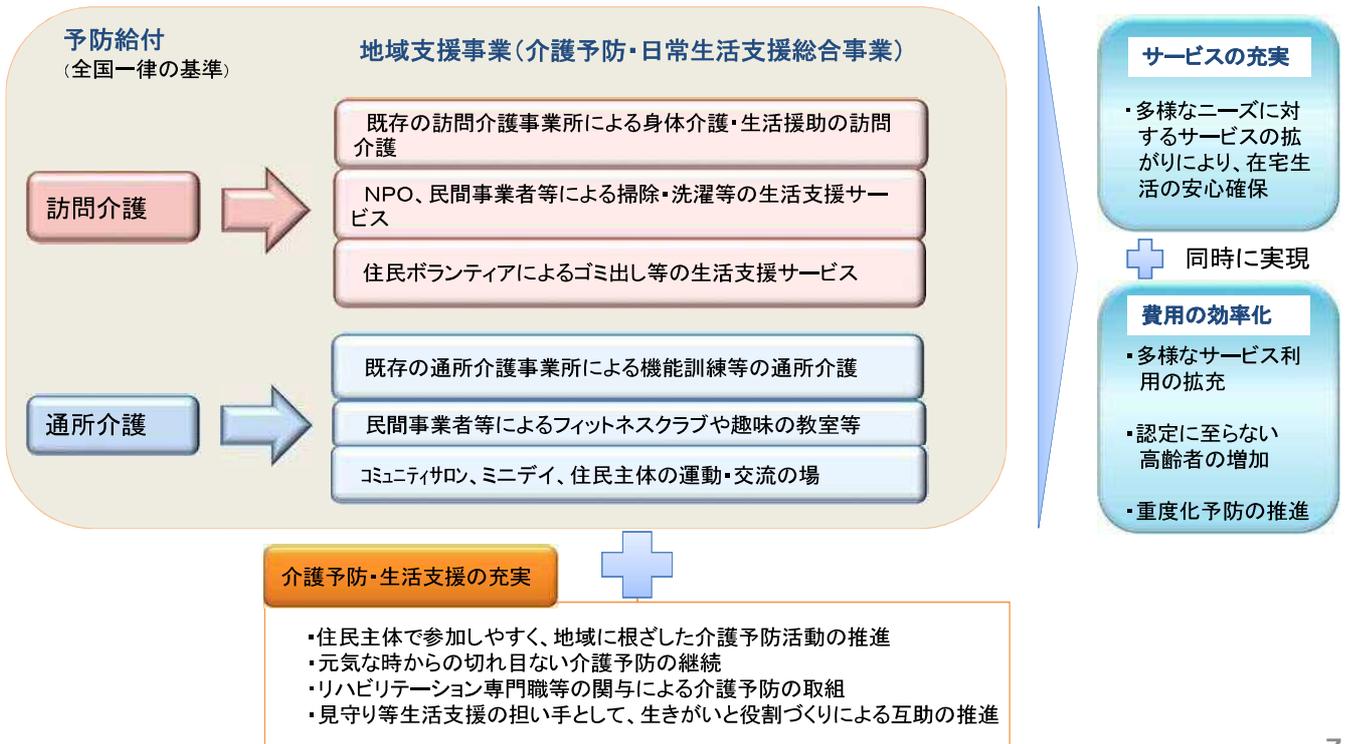
従来通り
 予防給付で行う

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・短期入所者生活介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具販売
 - ・住宅改修
- など

6

総合事業の概要 (2)

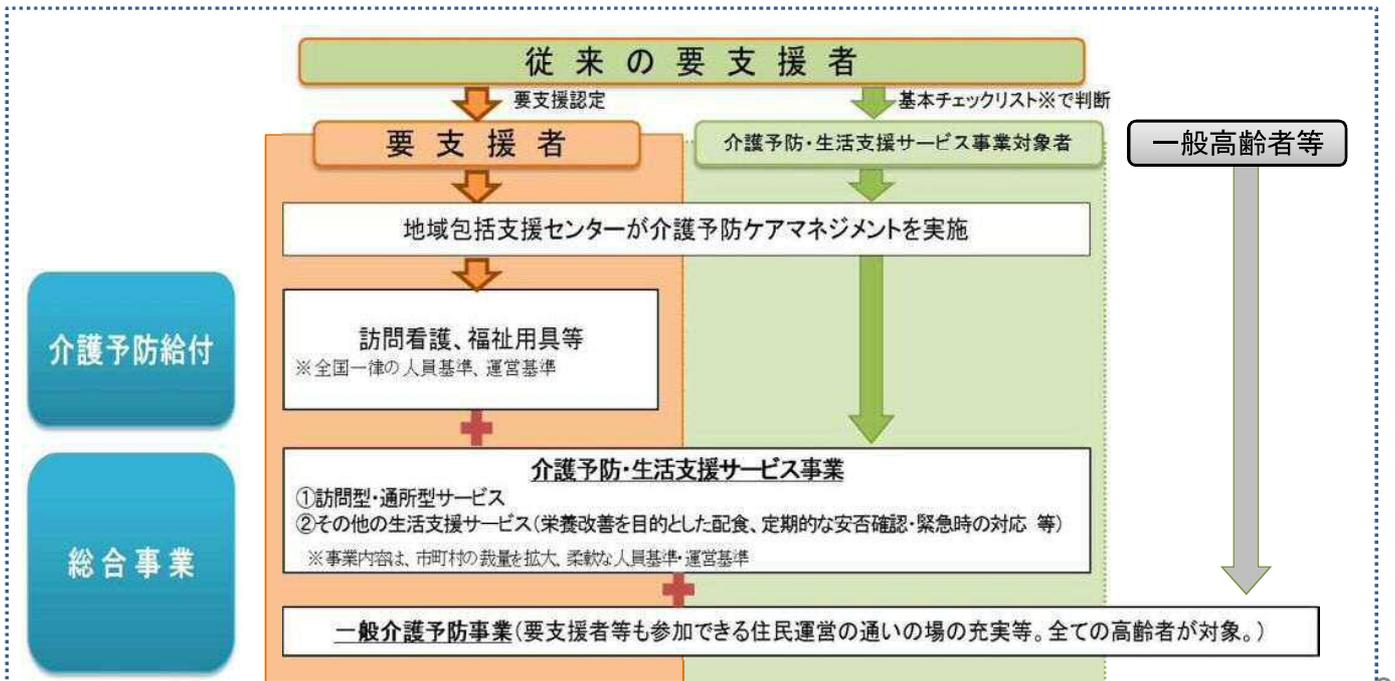
○既存の介護事業所によるサービスに加え、民間企業等多様な主体を活用して高齢者を支援。



7

総合事業の概要 (3)

- 総合事業のみの利用者については、要支援認定を経ずに25項目の基本チェックリストのみで判断するため、迅速なサービス利用が可能。
- 基本チェックリストでサービスを利用する場合、有効期限がない。(認定有効期限を確認する手間がなくなる。)



8

20政令市と東京都区部から構成される21大都市間比較

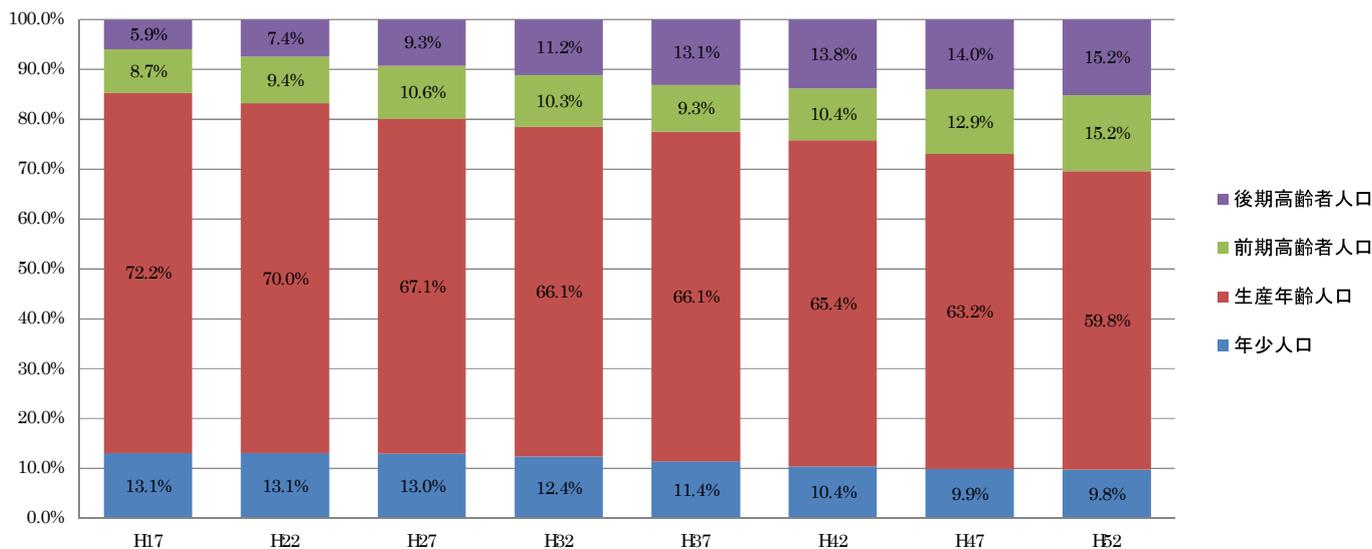
「平成25年版 大都市比較統計年表から見た川崎市」から

・人口密度	10,033人/km ²	※東京都区部及び大阪市に次ぐ過密都市
・人口増加比率	0.69%	※第4位
・出生率	1.01 (平均0.87)	※最高位
・自然増加率	0.31 (平均△0.02)	※最高位
・死亡率	0.70 (平均0.88)	※最低位
・平均年齢	41.5歳 (平均43.9歳)	※最高位
・生産年齢人口割合	70.0 (平均65.7)	※最高位
・老年人口割合	16.8 (平均21.2)	※最低位

(元気な都市) ※H25.10.1現在
 (最も若い都市) ※H22年国勢調査 (H22.10.1現在)

川崎市の人口推計

川崎市人口推計割合



総数	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年少人口	174	187	191	186	173	158	150	146
生産年齢人口	958	998	987	994	1,002	995	959	893
前期高齢者人口	116	134	156	155	141	158	196	227
後期高齢者人口	78	106	137	168	199	210	212	227
合計	1,327	1,426	1,471	1,504	1,516	1,522	1,517	1,492

出展: H17~H22は「国勢調査(総務省)」
H27移行は「川崎市推計」

川崎市の特徴

「大都市の中で最も若い都市」

大都市の中で平均年齢が最も若く、高齢化率は平成26年10月1日現在で、国の26.0%に対し、本市は18.9%（国勢調査ベース）

「様々な資源を基盤としたケアを行うことが可能な地域」

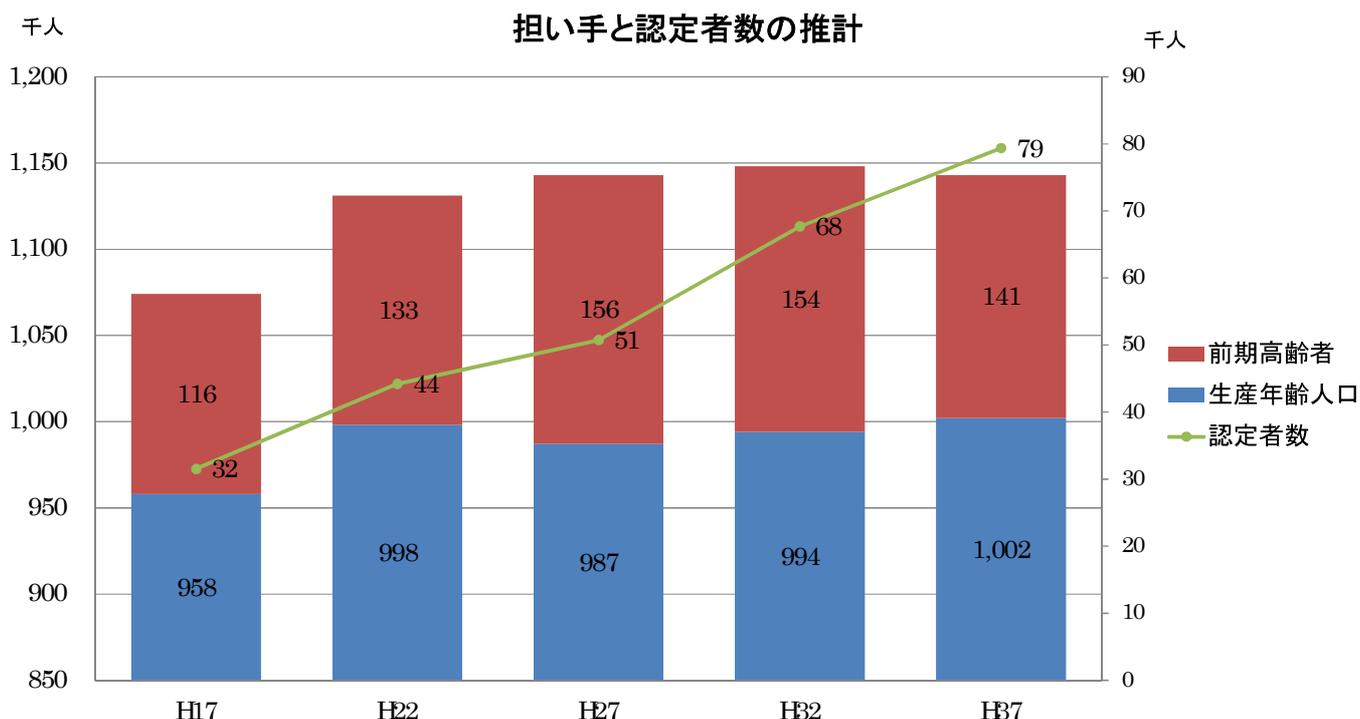
活発に活動をしている多くのボランティア団体や、高い技術力を持つ産業・研究機関などの多様な社会資源

「多様な地域と住民によって構成されるコンパクトな都市」

狭い市域の中にあっても、性格が大きく異なる、多様な地域と住民によって構成された都市

13

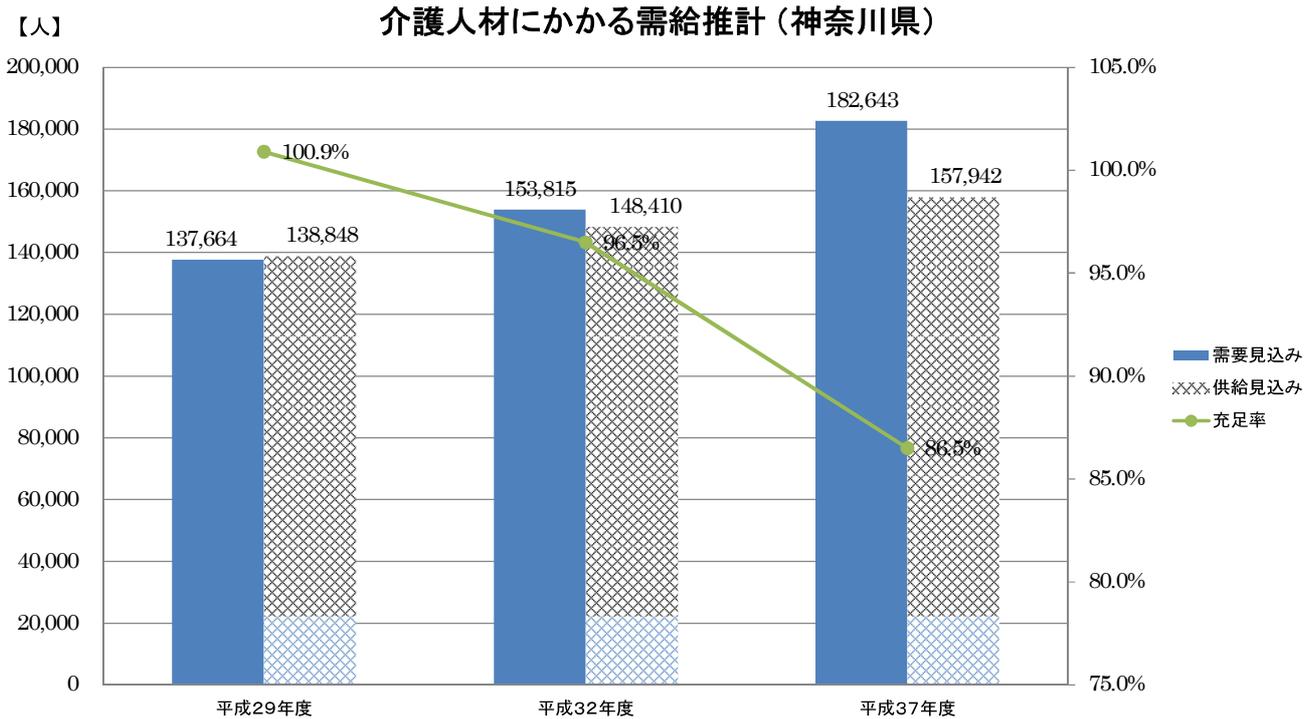
なぜ総合事業なのか（1）



出展：第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

14

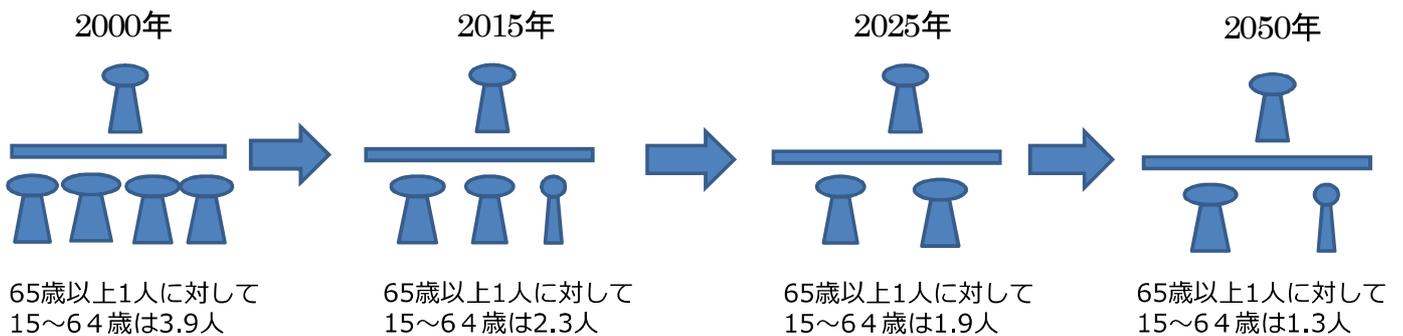
なぜ総合事業なのか（2）



出展：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」

15

なぜ総合事業なのか（3）



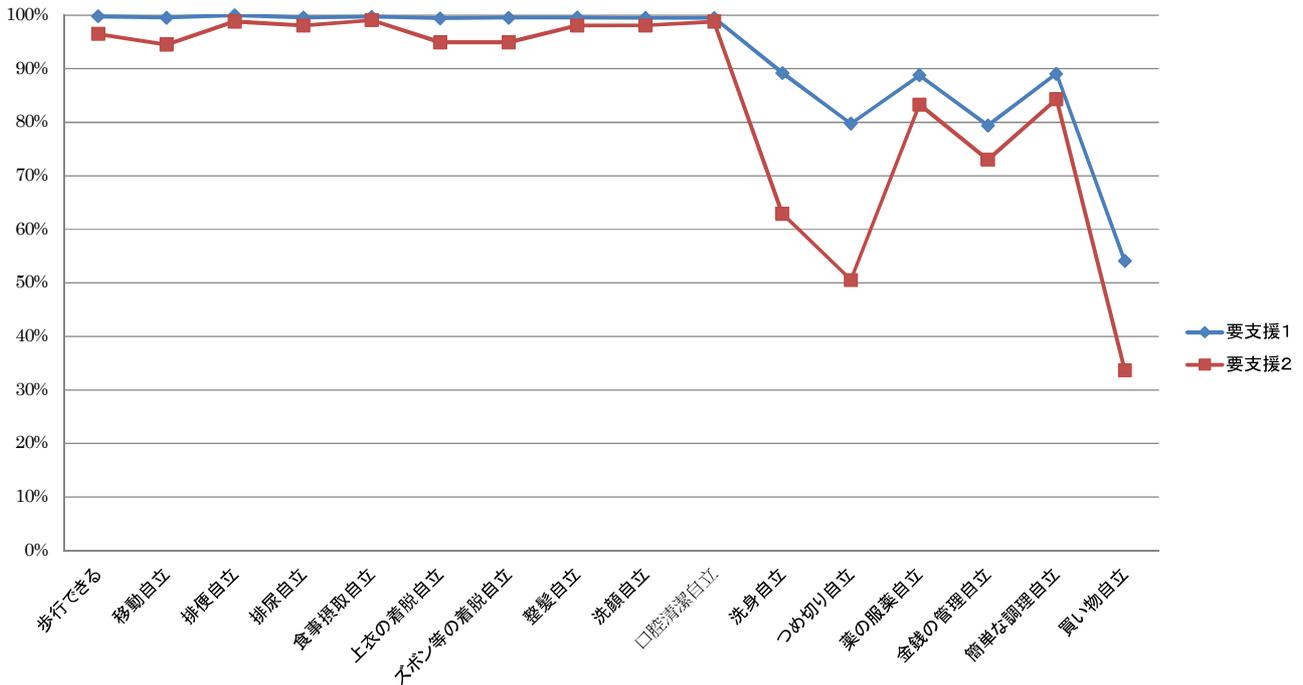
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」

現状のまま、介護サービスの水準を維持すると保険料等、負担が増大！
そもそも生産年齢人口の割合が減少し、担い手がない！

16

なぜ総合事業なのか（4）

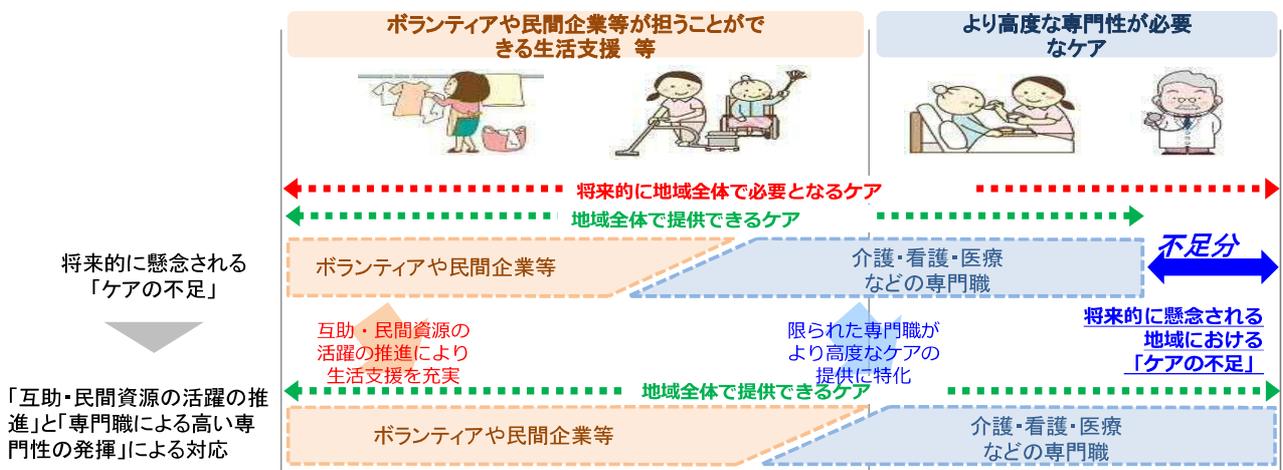
要支援1・2認定調査結果



抽出データ: 2015年6月末川崎市データ

川崎市の総合事業の狙い（1）

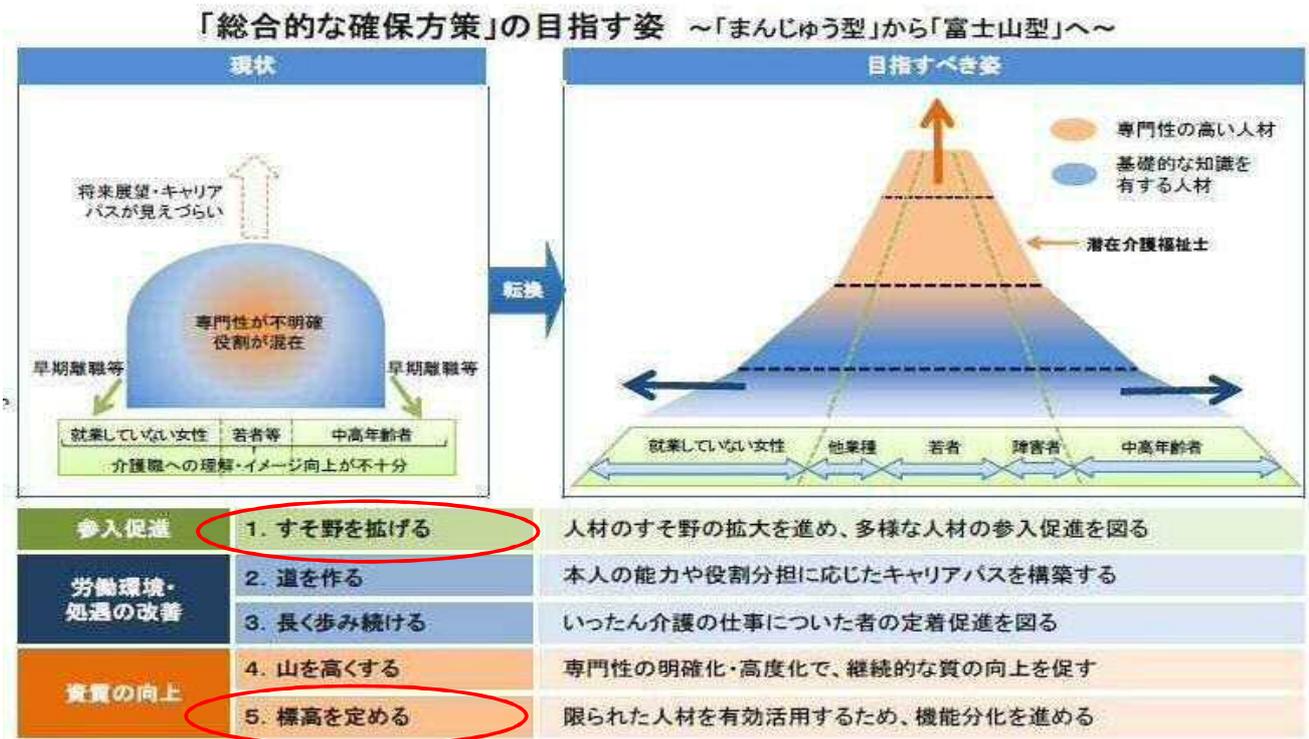
- ①介護サービスの水準の見直し（中重度を支える担い手に移行）
- ②要支援者等の担い手として新たな担い手の確保
- ③事務処理の効率化・簡素化



出展: 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

・喀痰吸引等、看護職員が担っていた業務の一部を、一定の要件を満たせば介護職員でも担えるように
⇒介護職員が担っていた業務の一部を、新たな担い手にシフトしていきより専門性のある支援にシフト

川崎市の総合事業の狙い（2）



出展：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」 19

総合事業への移行（例）

訪問サービス

現在

【ヘルパー対応】
掃除・買い物・調理・洗濯・入浴介助

代替後のイメージ例

【多様な担い手】
生活援助のみ必要な人

【ヘルパー対応】
身体介護が必要な人

通所サービス

現在

【介護事業所対応】

代替後のイメージ例

【多様な担い手】
虚弱高齢者 等

【介護事業所対応】
認知症 等

総合事業への移行（機能代替イメージ）

代替イメージ（例）

料理ができない

- 料理教室に通う
- 家事代行サービス
- 宅配サービス（配食なども）

掃除・洗濯ができない

- 家事代行サービス
- 全自動等の家電に買い換える

買い物ができない

- 宅配サービス
- 家事代行サービス
- 基準緩和型通所サービス

体を動かしたい

- フィットネスクラブ
- 公園体操

仲間と楽しくすごしたい

- カフェ等飲食店
- カラオケ
- ミニデイ

外に出て生きがいを見つけたい

- 趣味の教室に通う（パソコンや音楽、英会話教室等）

都市型の地域包括
ケアシステムの構
築による自助・互
助による在宅生活
の継続

21

川崎市の総合事業の構成（平成28・29年度全体像）

予防訪問介護

現行相当サービス

基準緩和サービス

スーパー基準緩和

予防通所介護

現行相当サービス

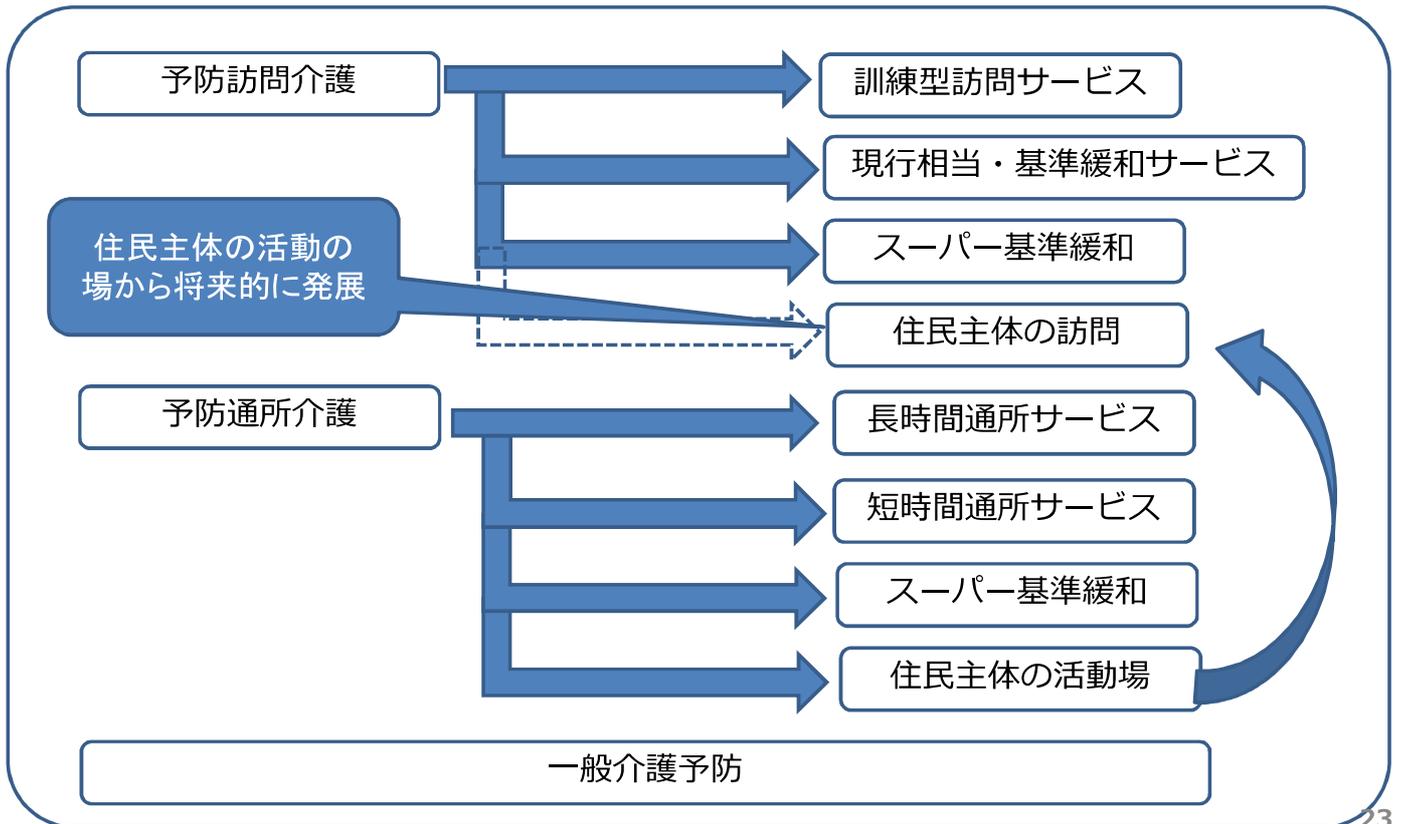
基準緩和サービス

スーパー基準緩和

一般介護予防

22

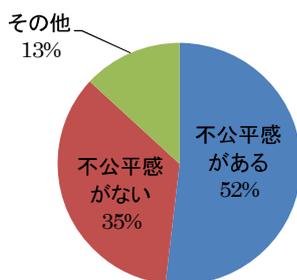
川崎市の総合事業の構成（平成30年度以降の全体像）



23

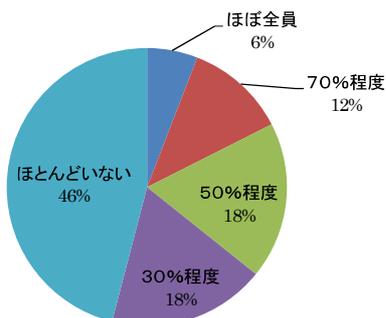
総合事業への移行に向けた事業所アンケート結果

現行の包括報酬について



その他の意見の中にも、提供時間・回数
が異なるにもかかわらず、同一の報酬設定
（≒包括報酬）とされている現状に、疑問
を抱いている回答が多く見受けられた。
この結果を基に、報酬設定を検討。

多様なサービスでも対応可能な割合



半数以上の事業所が、現にサービスを利用
している要支援者の方のなかでも、介護
事業所以外で十分対応が可能な利用者がい
ると回答。

今後は、介護事業所でなければ対応が出
来ないケースの判断が必要になってくる。

24

③ 訪問型サービス 類型案

25

訪問型サービス類型（平成28年・29年度版）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供の考え方	要支援者相当	要支援者相当	○要支援者 ○事業対象者
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
報酬の考え方	現行の報酬を1週当たりに換算した単価	1週当たりの単価（現行相当サービスの70%）	原則広告・宣伝のみ
サービス提供時間の考え方	要支援1 1週30分～60分程度を想定 要支援2 1週30分～120分程度を想定 ※提供時間を計画上超える場合は、自費利用によるサービス提供も可能 ※1回当たりの提供時間は最大60分までを想定		

26

訪問型サービス報酬案（平成28・29年度）

サービス種別		現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
訪問サービス費（1週当たり）	30分	146	102	原則報酬設定なし
	60分	233	163	
	90分	406	284	
	120分	467	326	
初回加算（月1回）		200	200	
生活機能向上連携		100	100	
介護職員処遇改善		現行基準と概ね同様		
同一建物減算		訪問サービス費の100分の90		

27

訪問型サービスの人員・設備基準案（平成28・29年度）

項目		現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
管理者		常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可能		1名
従事者	人員	常勤換算で2.5以上		必要数
	資格	①介護福祉士 ②初任者研修以上 ③簡易研修修了者		不要
サービス提供責任者の資格		①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者		不要 (従事者の中からコーディネーターを選任)
設備		①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒その他必要な設備及び備品 ③相談スペース		①事業運営に必要な区画 ②必要な設備・備品
利用者のモニタリング等		毎月の利用者の状態把握等⇒訪問介護員でも可能 訪問介護計画時のモニタリング⇒サービス提供責任者が実施		不要

28

訪問型サービス類型案（平成30年度以降）

サービス種別	訓練型 訪問サービス	現行相当的な サービス	基準緩和 サービス	スーパー 基準緩和
サービス提供者	訪問介護員	○訪問介護員 ○生活援助のみ簡易 研修修了者	○簡易研修修了者 ○訪問介護員	資格要件なし
サービス内容	訓練型生活援助 (日常生活において、具 体的な困りごとを解消し自立 するための支援)	身体介護・生活援助 ⇒生活援助について は居室内の支援のみ	生活援助 ⇒居室内の支援のみ	生活支援
サービス提供の 考え方	原則3ヶ月程度で訓練 効果が見込まれる者。 (訪問リハや訪問看護によ るリハを利用している者に 限る。)	要支援相当で専門的 サービスが必要な ケース (例)癌末期等で病状の変 化が激しくかつ身体介護 の必要がある者	要支援相当で、アセス メントの結果、生活援 助の必要性がある者	○要支援者 ○事業対象者
想定実施主体	訪問介護事業者			家事代行業者や宅配 業者、介護事業者の 自費サービス
報酬の考え方	現行の報酬を1週当 たりに換算した単価	1週当たりの単価(訓 練型訪問サービスの 95%)	1週当たりの単価(訓 練型訪問サービスの 70%)	原則広告・宣伝のみ
サービス提供 時間の考え方	要支援1 1週30分～60分程度を想定 要支援2 1週30分～120分程度を想定 提供時間を計画上超える場合は、自費利用によるサービス提供も可能 ※訓練型訪問サービスを除く。			

29

訪問型サービス報酬案（平成30年度以降）

サービス種別	訓練型 訪問サービス	現行相当的な サービス	基準緩和 サービス	スーパー 基準緩和	
訪問サービス費 (1週当たり)	30分	467	138	102	原則報酬設定なし
	60分		221	163	
	90分		385	284	
	120分		443	326	
初回加算(月1回)	200	200	200		
生活機能向上連携	100	/			
介護職員処遇改善	現行単価と概ね同様				
同一建物減算	訪問サービス費の100分の90				

30

訪問型サービスの人員・設備基準案（平成30年度以降）

項目		訓練型 訪問サービス	現行相当的な サービス	基準緩和 サービス	スーパー 基準緩和
管理者		常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可能			1名
従事者	人員	常勤換算で2.5以上			必要数
	資格	①介護福祉士 ②初任者研修以上	①介護福祉士 ②初任者研修以上 ③簡易研修修了者(生活援助のみ)	①介護福祉士 ②初任者研修以上 ③簡易研修修了者	不要
サービス提供 責任者の資格		①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者			不要 (従事者の中からコーディネーターを選任)
設備		①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒その他必要な設備及び備品 ③相談スペース			①事業運営に必要な区画 ②必要な設備・備品
利用者の モニタリング等		毎月の利用者の状態把握等⇒訪問介護員でも可能 訪問介護計画時のモニタリング⇒サービス提供責任者が実施			不要

31

④ 通所型サービス 類型案

32

通所型サービス類型案（平成28・29年度）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクリエーション 等		各種活動内容による
サービス提供の考え方	○要支援者 ○事業対象者 ※スーパー基準緩和・一般介護予防の利用が難しい場合に限る。		○要支援者 ○事業対象者
想定実施主体	通所介護事業者	通所介護事業者 フィットネスクラブ 等	フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬を1回当たりにした単価（送迎・入浴は加算方式に）	現行相当サービスの単価から時間等により逡減	原則広告・宣伝のみ

33

通所型サービス報酬案（平成28・29年度）

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和	
通所サービス費	要支援1 (事業対象者) ※月5回が上限	185	3時間以上 138 3時間未満 103	原則報酬設定なし
	要支援2 ※月10回が上限	193	3時間以上 144 3時間未満 108	
送迎加算(片道)	47	47		
入浴介助加算	50	50		
若年性認知症受入加算(月5回まで)	48	48		
生活機能向上グループ活動(月5回まで)	20	20		
運動器機能向上(月5回まで)	45	45		
栄養改善(月5回まで)	30	30		
口腔機能向上(月5回まで)	30	30		
選択的サービスⅠ(月5回まで)	96	96		
選択的サービスⅡ(月5回まで)	140	140		
事業所評価加算(月5回まで)	24	24		
サービス提供体制強化加算(月5回まで)	現行単価と概ね同様			
介護職員処遇改善加算	現行単価と概ね同様			

34

通所型サービスの人員・設備基準案（平成28年・29年度）

項目	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
管理者	常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可能		1名
生活相談員	現行の通所介護と同様	不要	
看護職員		不要	
機能訓練指導員		不要	
介護職員		現行の通所介護と同様	必要数
設備	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒 その他必要な設備及び備品 ③相談スペース ④静養室 ⑤消火設備 ⑥食堂及び機能訓練室(定員×3㎡)	①事業運営に必要な区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒 その他必要な設備及び備品 ③静養室 ④消火設備 ⑤食堂及び機能訓練室(定員×3㎡)	①事業運営に必要な区画 ②必要な設備・備品 ③活動スペース(面積は活動に支障がない広さ)

35

通所型サービス類型案（平成30年度以降）

サービス種別	長時間サービス	短時間サービス (基準緩和サービス)	スーパー基準緩和
提供時間の考え方	5時間以上の通所介護事業所	5時間未満の通所介護事業所	活動内容の規定による
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・運動・レクイエーション 等		各種活動内容による
サービス提供の考え方	○要支援者 ○事業対象者 ※スーパー基準緩和・一般介護予防の利用が難しい場合に限る。		○要支援者 ○事業対象者
想定実施主体	通所介護事業者	通所介護事業者 フィットネスクラブ 等	フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬を1回当たりにした単価(送迎・入浴は加算方式に)	長時間サービスの単価から時間等により逡減	原則広告・宣伝のみ

36

通所型サービス報酬案（平成30年度以降）

サービス種別		長時間サービス	短時間サービス (基準緩和サービス)	スーパー 基準緩和
通所 サービス費	要支援1 (事業対象者) ※月5回が上限	185	3時間以上 138 3時間未満 103	原則報酬設定なし
	要支援2 ※月10回が上限	193	3時間以上 144 3時間未満 108	
送迎加算(片道)		47	47	
入浴介助加算		50	50	
若年性認知症受入加算(月5回まで)		48	48	
生活機能向上グループ活動(月5回まで)		20	20	
運動器機能向上(月5回まで)		45	45	
栄養改善(月5回まで)		30	30	
口腔機能向上(月5回まで)		30	30	
選択的サービスⅠ(月5回まで)		96	96	
選択的サービスⅡ(月5回まで)		140	140	
事業所評価加算(月5回まで)		24	24	
サービス提供体制強化加算(月5回まで)		現行単価と概ね同様		
介護職員処遇改善加算		現行単価と概ね同様		

37

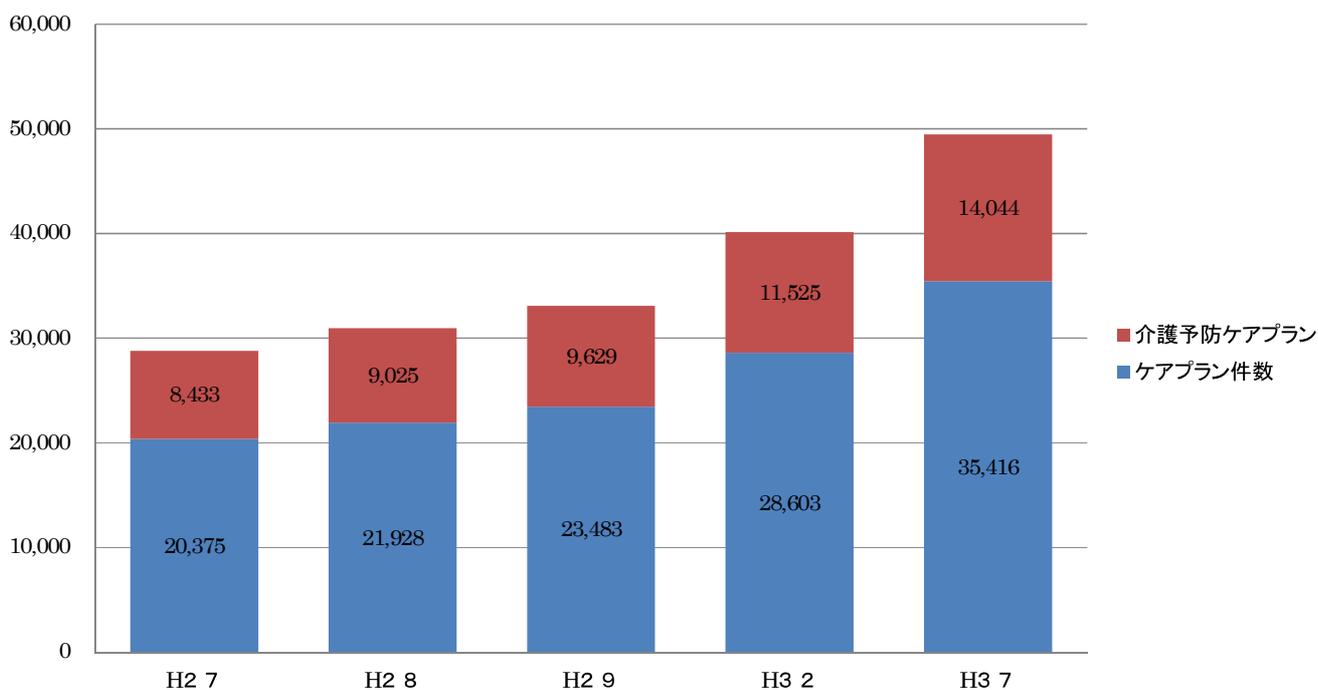
通所型サービスの人員・設備基準案（平成30年度以降）

項目	長時間サービス	短時間サービス (基準緩和サービス)	スーパー基準緩和
管理者	常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可能		1名
生活相談員	現行の通所介護と同様		不要
看護職員			不要
機能訓練指導員			不要
介護職員	現行の通所介護と同様		必要数
設備	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒 その他必要な設備及び備品 ③相談スペース ④静養室 ⑤消火設備 ⑥食堂及び機能訓練室(定員×3㎡)	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒 その他必要な設備及び備品 ③静養室 ④消火設備 ⑤食堂及び機能訓練室(定員×3㎡)	①事業運営に必要な区画 ②必要な設備・備品 ③活動スペース(面積は活動に支障がない広さ)

38

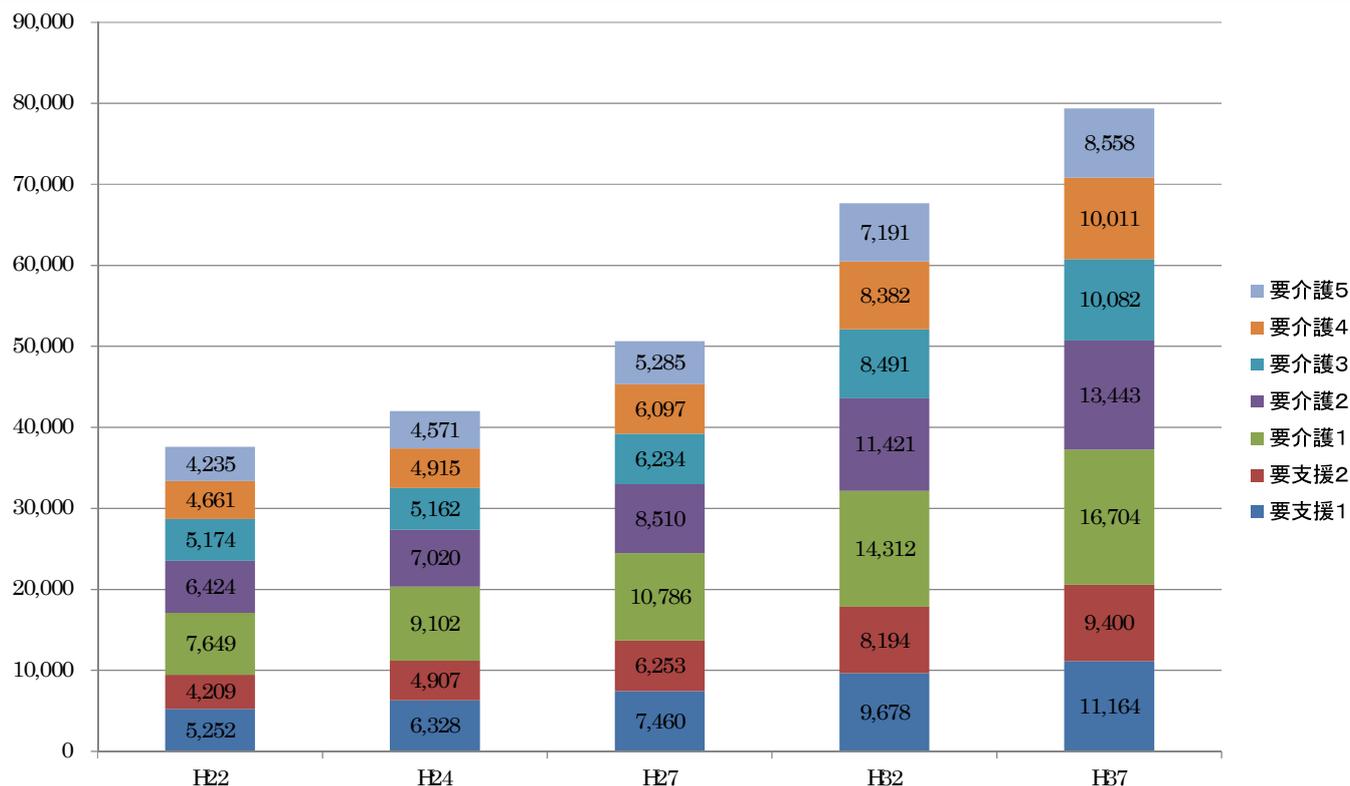
⑤ ケアマネジメント について

ケアプラン数の推計



出展：第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

認定者数の推移



出展：第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

41

ケアマネジメントの類型(平成28年度・平成29年度)

類型	ケアプラン	利用サービス		開始月	翌月	翌々月	3ヶ月後
従来型ケアマネジメント 予防給付併用 基本：430単位 初回：300単位	作成あり	現行の予防給付	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング	—	○	○	○
			報酬発生	基本+初回	基本	基本	基本
現行相当ケアマネジメント 従来相当 基本：430単位 初回：300単位	作成あり	現行相当サービス・ 基準緩和サービス	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング	—	○	○	○
			報酬発生	基本+初回	基本	基本	基本
初回型ケアマネジメント 初回加算相当 基本：300単位 初回：なし	作成なし (ケアマネジメント結 果の通知)	スーパー基準緩和	サービス担当者会議	×	×	×	×
			モニタリング	×	×	×	×
			報酬発生	基本	×	×	×

42

ケアマネジメントの類型（平成30年度以降）

類型	ケアプラン	利用サービス		開始月	翌月	翌々月	3ヶ月後
従来型ケアマネジメント 予防給付併用 基本：430単位 初回：300単位	作成あり	現行の予防給付	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング	—	○	○	○
			報酬発生	基本＋初回	基本	基本	基本
現行相当ケアマネジメント 基本：430単位 初回：300単位	作成あり	訓練型訪問サービス	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング	—	○	○	○
			報酬発生	基本＋初回	基本	基本	基本
簡易ケアマネジメント 基本：210単位 初回：300単位		現行相当サービス・ 基準緩和サービス	サービス担当者会議	△ (必要時)	×	×	×
			モニタリング	—	×	×	△ (必要時)
			報酬発生	基本＋初回	基本	基本	基本
初回型ケアマネジメント 基本：300単位 初回：なし	作成なし (ケアマネジメント結果の通知)	スーパー基準緩和	サービス担当者会議	×	×	×	×
			モニタリング	×	×	×	×
			報酬発生	基本	×	×	×

43

総合事業における介護予防ケアマネジメントの考え

■ 介護事業所利用者

⇒ 専門職（介護事業所）がしっかりと関わっているの
で、マネジメントについては簡略化を検討。

※ 2年間かけて、専門職による支援が真に必要な人に対象者を限定していく。

■ 専門職（ケアマネ・サービス提供事業所）については、 専門性を活かし中重度への支援にシフトできる仕組み

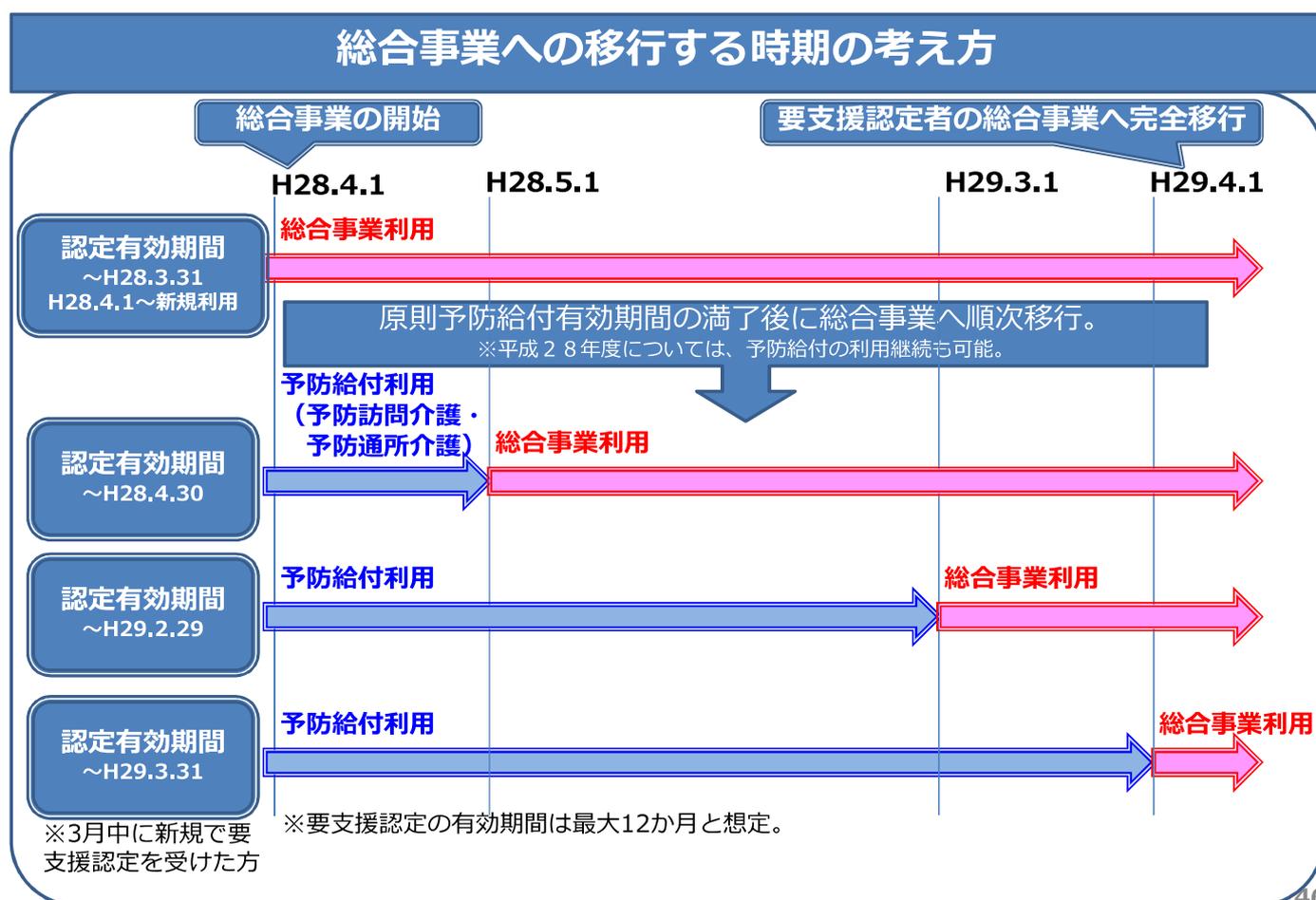
⇒ 基本的には要支援者は**初回型ケアマネジメント**

■ 多様な担い手によるサービス利用者

⇒ 多様なサービスに繋げる労力を報酬で評価する
仕組みを検討。

44

⑥ その他 お伝えしたいこと



基準緩和型サービス参入への期待

<訪問型サービスへの期待>

- ⇒簡易研修等の導入により、訪問介護員の不足感の解消に繋げる取組。
(初任者研修へのきっかけづくり)
- ⇒体力的に身体介護の提供が難しいヘルパーの活用の場。

<通所型サービスへの期待>

- ⇒民間の高齢者向けプログラム等をサービス事業所に位置づけ、通い先の活動プログラムが多岐に渡ることによって、提案の幅が広がることにより、利用者にあった活動の場が選択可能に。
- ⇒通所型サービス先からプログラムの一環として
買い物に行く・食商品の注文 等買い物支援の一役を期待。

47

事業者指定について

<平成27年3月1日までに予防訪問・通所事業所の指定を受けている事業所>

- 総合事業の指定（現行相当サービス・緩和サービス）については、平成30年3月31日までみなし指定を受けています。
- ☞基準緩和サービスのみ廃止したい場合、報酬の届出（加算の取り下げ）で対応する予定です。
- ※みなし指定を受けているのは、**指定事業者のみ**です。
基準該当事業者について総合事業を実施する場合、事業者指定申請が必要になります。

<平成27年4月1日以降に予防訪問・通所事業所の指定を受けた事業所>

- 総合事業の指定（現行相当サービス・緩和サービス）については、みなし指定を受けておりません。新たに指定申請の手続きが必要になります。
(指定手続きは、平成28年2～3月頃を予定)
- ※手続きの書類・受付期間については、別途メール配信・ホームページでお知らせいたします。
指定を受けたい事業者については忘れずにご対応をお願いいたします。

48

- ☞ 毎月の利用者の状態把握等をサービス提供責任者から、訪問介護員でも可能にできるよう検討。
- ☞ 総合事業に係るケアマネジメント様式について、要介護者と共通項目のマネジメント様式を検討。
(年度末の説明会にて見本様式を改めて提示いたします。)
- ☞ 訪問・通所事業所からの報告について、簡易なモニタリングシートを用いて電子媒体等を活用して報告も可能に。
(年度末の説明会にて見本例を改めて提示いたします。)

経済財政運営と改革の基本方針について2015

- 社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年代始め以降の姿も見据えつつ、主要な改革については、2018年（平成30年度）までの集中改革期間中に集中的に取り組を進める。
- 社会保障に関連する多様な公的保険外サービスの産業化を促進する観点から、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等に取り組む。
- 軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて行う。

説明会等の今後のスケジュール

平成27年 10月30日 事業所説明会
(集団指導講習会)

平成28年 2月～3月頃 事業所説明会
(包括・居宅介護支援・訪問・通所)

※ 2月～3月説明内容 (予定)

基準等について・住所地特例対象者について・

初回型ケアマネジメントについて・介護請求のサービスコードについて 等

平成28年 4月 新しい総合事業の開始

(7) 介護保険制度改正・報酬改定について

介護保険課給付係からのお知らせ

1 負担割合変更に伴う対応について

○負担割合について

平成27年8月より、利用者の負担割合が、所得により1割負担、2割負担と異なるため、負担割合証により、利用者の負担割合を確認していただくことが必要となりました。

○負担割合の変更について

この負担割合証は、前年の所得等により毎年8月1日から翌年7月31日までの負担割合を決定し、発行していますが、住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により途中で負担割合が変更する場合があります。負担割合の変更が生じた際、届出日や、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）との連携のタイミング等により、介護報酬請求が返戻となる可能性があります。

したがって、月に1回は必ず負担割合証で負担割合と開始年月日を確認し、請求事務を行ってください。

○遡及変更について

所得更正等により月を遡って負担割合が変更した場合は、既に支払われている利用者の自己負担額や介護給付費の差額調整が必要となります。

厚生労働省では、「本来は保険者と利用者間で追加給付や返還を行うこと」と示していますが、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という）からは、国保連の審査を通さないと高額介護サービス費等に影響が出てしまうことや、各保険者で取り扱いが異なることで混乱が生じること、正しい給付情報の把握が行えなくなるなど、利用者や事業者への影響が大きいと、事業者にて過誤再請求を行っていただくよう見解が示されました。

川崎市としましても、高額介護サービス費等の計算に影響が出るなど利用者への不利益につながるため、国保中央会の見解のとおり事業者による過誤再請求を行っていただくことが必要と判断しています。

負担割合変更による、差額調整につきましては、事業者にて「利用者との差額調整」と「介護給付費の過誤再請求」を行ってくださいますようお願いいたします。

事業者の皆様には大変お手数をおかけしますが、何卒御協力ください。

よろしくお願いいたします。

川崎市ホームページ

『負担割合変更の対応について』

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 事業者入口 > 介護保険制度関連情報 > 負担割合変更の対応について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/000071110.html>

(8) 生活保護法における介護扶助について

生活保護法における介護扶助について

1 生活保護とは

生活保護は、生活に困っている世帯の生活を、法律に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護法は、他に利用できるもの（能力、資産、扶養義務者からの援助、他の法律等による給付など）がある場合は優先的に活用することが原則となっています。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。「介護扶助」は各機関に直接支払われるものの一つです。

2 被保護者における介護扶助の実施について

（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保10割者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保10割者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付がある場合は優先して受ける必要があり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付はこれにあたりません。

介護保険給付と介護扶助の適用

介護保険サービスの区分支給限度基準額		超過分／ 別途利用 者負担分
保険給付 (9割)	利用者負担 (1割)	
被保護者でない 介護保険被保険者	介護保険給付	自己負担
被保護者の 介護保険被保険者 (第1号・第2号)	介護保険給付	介護 扶助 (1割) 自己負担
生保10割者	介護扶助 (10割) ※サービス計画作成等のケアマネジメント費用を含む	自己負担

※別途利用者負担分…特別なサービスの利用料やデイサービスの食事代、おやつ代など

3 福祉事務所における介護扶助の決定について

- ア 新たに福祉サービスを利用する場合は、事前に福祉事務所への申請が必要ですので御注意ください。御不明な点などは福祉事務所にお尋ねください。
- イ サービス利用票及び別票は、介護券の発行に必要な書類ですので福祉事務所に提出をお願いします。
- ウ ケアプランに居宅療養管理指導について記載いただきますと介護券の発券がスムーズに行えますので、可能な範囲で御協力をお願いします。
- エ 介護保険の支給限度額を超えるサービスや介護保険給付の対象外のサービスについては、介護扶助による給付は認められません。

4 介護券について

被保護者については、その人の生活保護を実施している福祉事務所から毎月介護券が送付されますので、介護券に基づいて国保連に介護扶助費の請求を行ってください。複数の対象者が記載されている券（毎月 21 日頃に発送）と対象者別の券（随時発送）があります。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にて御確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、国保連あて請求ください。

5 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することとされているため、被保護者に対して介護サービスを提供する場合は、生活保護法における指定を受ける必要があります。

平成 26 年 7 月 1 日に生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「新法」という。）が施行されました。介護機関が介護保険法の指定又は開設許可を受けた日付により、生活保護法の指定介護機関の指定及び廃止の手続きが異なりますので御留意ください。

なお、生活保護法による介護機関の指定は更新制ではありません（6 年毎の更新手続きは不要です）。

平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関

- ア 介護保険法の指定又は許可があったとき、その介護機関は生活保護法の指定を受けたものとみなされます。ただし、該当介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、あらかじめ、生活保護法の指定を受けない旨を記載した「申出書」を提出した場合はこの限りではありません。生活保護法による指定を不要とするための手続きは、別途、案内しています。
- イ 生活保護法のみなし指定を受けた介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。
- ウ みなし指定された場合、指定の開始及び廃止については介護保険法による指定と連動しますが、それ以外の事項に関する届出（変更等）は必要です。

平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関

- ア 法改正後のみなし指定を受けたものでないため、上記のイの規定は適用されません。このため、届出事項に変更等があった場合の他、廃止等の届出も必要です。
- イ 現在、介護保険法で指定されているものの、生活保護法での指定を受けていない場合は、介護保険法によるみなし指定の対象とはなりませんので、生活保護法の指定の手続きが必要です。

(1) 生活保護法介護機関指定申請書及び誓約書

平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定を受けていて、新法施行日以降に生活保護法における指定を受ける事業について提出をお願いします。後述の欠格要件に該当していない旨が記載された誓約書の提出を併せてお願いします。

生活保護法の指定年月日は、介護保険法上の指定を受けた日より前に遡ることはできません。

(2) 生活保護法指定介護機関廃止届書

平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法の指定を受けた事業を廃止する場合は届け出をお願いします。

廃止年月日は、介護保険法上の廃止年月日と同日としてください。

(3) 生活保護法指定介護機関変更・休止・再開届書

介護保険法の指定時期に関わらず、生活保護法の指定を受けている場合であって、事業所、主たる事務所、管理者等の内容が変更となった場合や休止や再開があった場合は、届出をおねがいします。

※ 上記申請書等の提出窓口は、事業所所在地（事業所の所在地が変更となった場合で、区をまたいで所在地が変更となったときは、新たな事業所所在地）を管轄する福祉事務所です。

※ 各申請書については福祉事務所を受け取ることができるほか、神奈川県（県庁生活援護課）のホームページからダウンロードできます。

指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

指定の要件

新法第 54 条の 2 第 4 項で読み替えて準用する第 49 条の 2 第 2 項の第 1 号を除く各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、市長は指定介護機関の指定をしません。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、市長は指定介護機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消し処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

指定の取消要件

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

〔福祉事務所電話番号一覧〕

川崎福祉事務所 〒210-8570 川崎区東田町 8 TEL 0 4 4 - 2 0 1 - 3 2 2 5	大師福祉事務所 〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1 TEL 0 4 4 - 2 7 1 - 0 2 0 6	田島福祉事務所 〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7 TEL 0 4 4 - 3 2 2 - 1 9 9 8
幸福社事務所 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 TEL 0 4 4 - 5 5 6 - 6 6 5 1	中原福祉事務所 〒211-8570 中原区小杉町 3-245 TEL 0 4 4 - 7 4 4 - 3 2 9 8	高津福祉事務所 〒213-8570 高津区下作延 2-8-1 TEL 0 4 4 - 8 6 1 - 3 2 6 2
宮前福祉事務所 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5 TEL 0 4 4 - 8 5 6 - 3 1 6 7	多摩福祉事務所 〒214-8570 多摩区登戸 1775-1 TEL 0 4 4 - 9 3 5 - 3 2 5 9	麻生福祉事務所 〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1 TEL 0 4 4 - 9 6 5 - 5 2 3 3

【参考】指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(9) 健幸福寿プロジェクトについて

「かわさき健幸福寿プロジェクト」について

1 「かわさき健幸福寿プロジェクト」の概要

要介護度の維持や改善の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的としています。

この目的実現のため、副市長及び局長級等を中心としたプロジェクト（検討委員会）を設置し、有識者からも御意見を伺いながら、新たな仕組みづくりに向けて取り組んでいます。

事業名称については、川崎を日本一幸せのあふれるまちにすること、介護が必要になっても、いつまでも健康で幸せな生活を営んでいただくことを願って命名しました。

2 平成27年度「かわさき健幸福寿プロジェクト」モデル事業

(1) 目的

介護サービス事業所による要介護状態区分、ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）又はQOL（生活の質）の維持・改善の取組の評価方法、結果に応じた報奨、表彰、公表等の仕組を構築し、もって、事業所の評価を高め、介護人材の定着・呼び込みや、介護サービスの質が評価される新たな仕組の導入を目指します。

(2) 手法

- ① 要介護度、ADL、IADL、QOLの維持・改善に向けた取組を把握するため、認定調査票、課題整理総括表・評価表、ケアプラン、介護計画書・評価表などを使用します。
- ② ①の書類では確認できない織運営にもたらす効果、利用者やその家族の意識の変化等については、アンケート調査を実施し、丁寧に拾い上げることとしています。

(3) 実施期間

6月～12月

(4) 対象者

原則として、次の条件に全て該当する対象者を、協力事業所に選定していただいています。

- ① 要介護1～5であって、平成27年11月30日から12月31日までの間に、要介護認定の更新を受ける予定の方
- ② 直近の要介護認定時に入院中でなかった方

- ③ 特別養護老人ホーム等に入所中の方にあつては、入所日がモデル事業開始日の概ね6か月以上前であること
- (5) 協力事業所数（9月2日現在）
- 140事業所（当初目標100事業所）の御協力をいただいております。内訳は、居宅介護支援事業所33事業所、通所介護等35事業所、特別養護老人ホーム24事業所、訪問介護等24事業所、福祉用具12事業所、短期入所生活介護6事業所、その他（小規模多機能型居宅介護等）6事業所となっています。
- (6) 平成26年度モデル事業の結果を踏まえた今年度の主な取組
- ① ADLのほか、IADL、QOL、要介護度の維持・改善状況を把握します。
- ② 意見交換会を2回程度開催し、協力事業所の率直な意見を吸い上げて今後に生かすとともに、協力事業所間で顔の見える関係を構築します。
- ③ 自立支援介護講習会を全6回、今年度は3回開催し、日々のサービス提供に資するよう支援します。
- ④ 健康福祉局内に設置した作業部会にて、事業所に対するインセンティブの構築、在宅入所相互利用制度の活用等の詳細について検討し、副市長、関係局長等で構成する委員会に諮ります。
- ⑤ 九都県市首脳会議等を通じて国に要望するとともに、連携を図ります。
- (7) 事業所に対するインセンティブとして考えられること
- ① 市主催のイベントにおける表彰
- 市民が集まるイベントにおいて、市長等から表彰状をお渡しすることなど。
- 報道機関への投げ込みを行うなど、被表彰事業所が注目を浴びるような工夫が必要と考えています。
- ② 認証シール等の付与
- 事業所の入口など利用者等の目に留まる場所に掲示して、市の取組に協力し、なおかつ成果を上げた事業所であると市が認めた証しを付与することなど。
- 利用者に対してアピールポイントになることが重要ですので、シール等の認知度を上げるため、市の公式ウェブサイト等で広く周知を図る必要があります。
- ③ 市の公式ウェブサイトへの掲載
- これから介護保険を利用したいと思っている方や、今利用している事業所を変更したいと考えている方などに役立つ情報として、モデル事業協力事業所を掲載するほか、成果を上げた事業所については、当該事業所又は運営主体のサイトにリンクを張るな

ど、更に積極的にPRします。また、これらの情報に容易にアクセスできるような工夫も必要です。

④ 報奨金の付与

要介護度の改善状況に応じて、金銭給付を行うことなど。既に実施している品川区の取組などが参考になると考えます。

その他お知らせ



目的

KIS理念の普及や福祉製品の導入を通じて、市内福祉施設で提供される福祉サービスの水準向上を図ることを目的としています。

福祉製品
導入

・介護業務
への専念
・身体的負
荷の軽減

福祉サー
ビスの高
度化

関連制度等

- ・かわさき基準(KIS)
自立支援を中心概念とする川崎市独自の福祉製品のあり方を定めた基準
- ・KIS認証福祉製品
別添パンフレット及びKIS協議会HPを参照
<http://www.k-kijun.jp/list.php>
- ・福祉製品導入促進補助金
別添要領参照

動画で製品の使い
方がわかります！

実施イメージ

<対象>

市内高齢者・障害者福祉施設 及び 施設運営法人・団体

趣旨説明・通知送付

参加の意思表示

販売企業を伴い
現地説明・PR

販売企業による
無料試用の実施

福祉施設への
製品導入決定

導入補助金の申請・決定

福祉製品導入・代金支払

導入補助金の受取

まずはお問合せください

川崎市福祉製品導入促進補助金 平成27年度 公募要領

住み慣れたまちで誰もが自立して楽しく安心して暮らせることを目指し、本市独自の福祉製品の基準である「かわさき基準」KIS(Kawasaki Innovation Standard)を定め、この基準により製品の評価・認証を行っています。川崎市では、KIS で認証された製品や市内中小企業が開発・製造した福祉製品の購入・設置に対して補助金制度を設けています。

対 象 者	市内に事業所を有して1年以上事業を営み補助対象事業を市内の事業所で行う者(福祉施設、商店街、商業施設、ホテル、スポーツ施設など認証製品等の周知・普及に資することが期待される施設です。)
対 象 事 業	福祉製品等の周知・普及を図るため、かわさき基準認証製品等を市内の事業所等に設置する事業 ※ただし、認証製品等(消耗品を除く)の購入、又は3ヶ月以上の借受けであつて、かつ、補助対象経費の総額が6万円以上(消費税を除く。)であるものが対象事業となります。 ※交付決定後の事業が対象となります。
補 助 対 象	補助対象事業に必要な経費のうち、認証製品等の購入費、借受料、運搬費及び設置又は配置にかかる工事費です。
補 助 額	補助率2分の1以下、補助限度額50万円以下 ※ただし、補助金額は、予算の範囲内で採択の件数によります。

活用にあたっての留意事項

- 川崎市または他の行政機関等の補助金の交付を受けている事業は補助対象となりません。

問合せ・申請先

川崎市経済労働局次世代産業推進室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
電話: 044-200-2513 FAX: 044-200-3920
メール: 28ziseda@city.kawasaki.jp

1 事業の目的

かわさき基準認証製品等を市内の施設等に導入する際にその経費に対して補助することにより、福祉製品等の周知及び普及を図ることを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付の対象者は、次の各号の要件を満たしている者です。

- (1) 市内で引き続き1年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。「市内で引き続き1年以上同一の事業を営む」とは、対象事業を行う事業所が新設の施設であっても、同一の法人が、既に市内で同一の事業を営んでいる場合には、これに該当するものとみなします。
- (2) 市民税を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

3 補助対象事業

補助対象事業は、次の事業です。

- (1) 認証製品等を、市内の事業所等に設置等することで、認証製品等の周知・普及に資することが期待されるもの。
例えば、福祉施設、商店街、商業施設、ホテル、スポーツ施設等です。
※ 福祉製品等の周知・普及を目的としていますので、原則、1事業所あたり同一年度内での本制度の利用限度は1回とします。
- (2) 認証製品等の認証製品等（消耗品を除く）の購入、又は3ヶ月以上の借受けであつて、かつ、補助対象経費の総額が6万円以上（消費税を除く。）であるもの。
- (3) 国、地方公共団体その他の団体又は機関の補助事業の対象となっていないもの。
※ 施設等の運営費に補助金を活用している場合、本補助金に申請する補助事業が対象となっていないことを明らかにして下さい。

福祉製品 : 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具。

共用品 : 身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品。

福祉製品等 : 福祉製品及び共用品。

かわさき基準認証福祉製品

: かわさき福祉産業振興ビジョン（平成20年3月）において定めた川崎市独自の福祉製品等のあり方を示した基準（以下「かわさき基準」という）に基づき、かわさき基準推進協議会（平成20年6月4日設立）が認証した製品。

認証製品等 : かわさき基準認証福祉製品、川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム参画者・団体名簿に記載される市内中小企業が開発、改良又は製造した福祉製品等及びウェルフェアイノベーション推進事業において研究開発事業として採択された製品等（ただし、採択された翌年度に限る）。

※ 市内中小企業とは、市内に本社登記を有する中小企業、または、市内に事業所を有する中小企業をいう。

4 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

なお、補助対象経費については、実績報告書を提出していただく際に、支出を証する書類として領収書・振込書とその内訳がわかる請求書等支出を証する書類を添付していただきます。

- (1) 認証製品等の購入費や借受料
- (2) 運搬費及び設置又は配置にかかる工事費

※ 設置等に係る人件費、購入等に係る消費税は補助対象外経費です。

5 補助金の額、補助率及び補助対象期間

- (1) 補助限度額は、50万円以下
- (2) 補助率は、補助対象経費の2分の1以下
※ ただし、補助金は予算の範囲内での配分となります。
- (3) 補助対象期間は、その年度内(交付決定日から翌年3月31日まで)に設置又は配置(以下「設置等」という。)を完了することが確実な事業を対象事業としています。
交付決定前に購入した認証製品等は補助の対象となりません。

6 交付申請

補助金交付申請書(別紙様式)に、次の書類を添えて申請してください。

No.	書類名	法人事業者	中小企業団体
1	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
2	定款・組合員名簿・総会の議事録(補助事業申請の議決があるもの)		○
3	会社概要(パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる料)	○	○
4	市民税納税証明書(直近3ヶ月以内)	○	○
5	許可・認可届けの必要な業種はその写し	△	△
6	カタログ、見積書等外注に要する費用を説明する資料	○	○
7	導入元の企業の内容がわかるもの	○	○
8	その他市長が必要と認めた書類	△	△

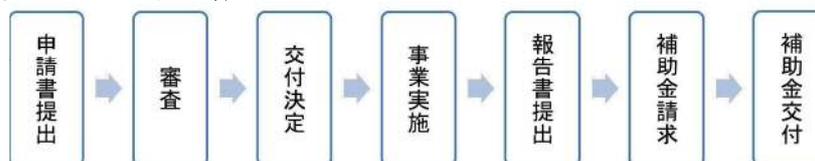
- ※ 上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。
- ※ 新設の施設等においては、事業実施のスケジュール等が明らかになる計画書を添えてください。

7 交付の手順と方法

年度当初の募集については、期間を設け審査を行います。当初の募集以降、予算の残高に応じて、申請の先着順に内容を審査し、適用と認めるときは補助金の交付決定を行います。ただし、必要があると認められるときには申請書類に基づく説明を求めるほか、学識経験者等の意見を聞き、審査を行うことがあります。

補助金の交付決定にあたり、審査項目は以下のとおりです。

- (1) かわさき基準との適合性
- (2) 事業(導入規模、事業経費)の適切性
- (3) 事業(導入目的、導入箇所、利用者数)の効果
- (4) 特に優れている事項の有無



8 交付決定の取消し等

- (1) 同一の内容・経費で、川崎市又は他の行政機関等の補助金の交付を重複して受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

9 取得財産の管理

- (1) この補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を踏まえ、市長が別に定める期間内に、この補助事業により取得した財産を処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

10 申請書類の提出等

申請書は必ず、下記の申請窓口へ直接持参して下さい。

11 実績報告書

補助対象事業が完了したとき、会計年度が終了したときは、速やかに所定の実績報告書に必要な書類を添付し提出してください。補助対象経費の支出を証する書類については、原則として、領収書・振込書及びその内訳のわかる請求書とします。

また、補助対象事業の実施を明らかにするため、認証製品等の設置状況及び事業広報の状況を示す写真を提出いただきます。

12 その他

- (1) マスコミ等に認証製品等の導入やその成果を発表する場合は、本制度によるものであることを明記してください。また、公表した資料を本市に提出してください。
- (2) 導入にあたって、製品の紹介を施設内で掲示するほか、かわさき基準認証製品においては、かわさき基準の説明及びロゴマークを付すなどし、認証製品等の周知及び普及を目的とした広報に積極的に協力してください。
- (3) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングが行われる場合がございますので、御協力をお願いします。
- (4) 本制度を活用して導入する認証製品等の使用方法や購入後の対応については製造・販売元に直接御確認ください。
- (5) 本事業により、導入した福祉製品等を使用する申請者等には、使用上の注意に従い、安全に利用する責務が生じるとともに、製品の販売会社等には使用者が安全に利用できるよう適切な情報提供をお願いします。本市が当該製品等の安全性や使用によって生じた事故等の責任を負うものではありません。

13 スケジュール

平成27年4月1日～	受付開始
平成27年5月8日	申請書受付終了
平成27年5月中	審査委員会、交付決定
設置完了後	実績報告書の提出・現地確認
確認後、1ヵ月以内	審査・交付額の確定・支払

※予算残高がある場合は、5月8日以降、随時申請受付を受付け、予算がなくなり次第、終了となります。

申請書類の提出等

書類の提出は、申請期間中に必ず下記の申請窓口へ直接持参して下さい。

◆申請窓口◆

川崎市経済労働局次世代産業推進室

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2

電話：044(200)3226 FAX：044(200)3920

メール：28ziseda@city.kawasaki.jp

